

子どもとの関わり 具体的な工夫のポイント

秋といえば、「スポーツ」「芸術」「読書」「食欲」「行楽」といろいろありますが、 みなさんはどのような秋を過ごされましたか。

さて、11月は「児童虐待防止推進月間」であることをご存知でしょうか。

厚生労働省では、児童虐待防止法が施行された11月を「児童虐待防止推進月間」と位置づけ、 児童虐待防止に対する問題に関心を持ってもらえるよう、全国で啓発活動を行っています。

「体罰」は法律で禁止されていますが、「しつけ」と「体罰」の違いはなんでしょうか。

体 罰▶子どもの身体に何らかの苦痛を引き起こし、または不快感を意図的にもた らす行為

> 例えば…「大切なものにいたずらをしたので、長時間正座をさせた」 「友だちを殴ってケガをさせたので、同じように子どもを殴った」

しつけ▶子どもの人格や才能などを伸ばし、社会において自律した生活を送れるようにすることなどの目的から、子どもをサポートして社会性を育む行為

体罰はよくないと分かっていてもいろいろな状況や理由によって、それが難しいと感じられることもあります。

一方で、安心感や信頼感、温かな関係が心地よいのは、子どもも大人も同じです。 今回は、体罰によらない子育てのための工夫のポイントを、1つご紹介します。

ポイント・・・良いこと、できていることを具体的にほめる

例えば、「きちんと『ごめんなさい』が言えたね」「お片付けを始められたね」 のように、子どもの態度や行動で、できていることを具体的にほめると、 子どもにより伝わりやすくなります。

ほかにも様々な工夫のポイントがあります。詳しくは、 リーフレット「たたかれていい子どもなんて、いないんだよ。」をご覧ください。



たたかれていい子どもなんて、 いないんだよ。リーフレット(PDF)

(出典:厚生労働省「たたかれていい子どもなんて、いないんだよ。」)

≫子育ての悩みや心配・子どもとの関わり方・家庭内のご相談は・・・

家庭児童相談室

電話 048-259-9005

住所 川口市青木1-5-1 川口市役所第二庁舎 3階

子ども発達相談センター「るるる」

電話 048-259-9048

住所 川口市青木3-17-11 青木三丁月分室 2階

